

廃止措置計画 添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」及び添付書類九「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の変更について

1. 添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」について

廃止措置を開始するに当たり、添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」には、廃止措置全体を見通し、①廃止措置の実施体制、②廃止措置に係る経験、③技術者の確保、④技術者に対する教育・訓練についての普遍的な内容を記載している。

廃止措置の第2段階以降についても、これらの内容に変更はなく、今回の変更事項にはしていない。

なお、上記の「①廃止措置の実施体制」の具体的内容については、保安規定において、廃止措置の実施に係る保安管理体制、各職位の職務内容、廃止措置主任者の任命に関する事項について明確にするよう定めており、今回、これらの保安管理体制等についても変更はない。

2. 添付書類九「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」について

添付書類九「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」には、保安規定に定めている「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を踏まえた品質マネジメントシステムの章を参考に、普遍的な内容に整理して記載している。

廃止措置の第2段階以降についても、これらの内容に変更はなく、今回の変更事項にはしていない。

なお、設置変更許可申請に係る規定（炉規則）では、設置変更許可申請書には、変更後における説明書（添付書類）を添付しなければならないとされている一方、廃止措置計画の変更に係る規定（炉規則）では、廃止措置計画変更認可申請書には、添付書類のうち、変更に係るものについて添付することとされており、変更がない添付書類を含め、添付を求める記載となっていない。

1. 設置変更許可に係る法令条文

【炉規制法】

(設置の許可)

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十 (略)

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

(以降 略)

【施行令】

(発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請)

第二十条の三 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 工事を伴うときは、その工事計画

【炉規則】

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。(略)

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、**次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。**

一～十

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

【面談議事】

○検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

○令和2年3月12日(木) 10:00～11:55

(1) 原子力規制庁から、配布資料(1)に基づき、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第43条の3の5第11号(以下「本文11号」という。)及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第3条第2項第11号に係る記載について、炉規制法第43条の3の8第1項の規定に基づき変更を行う場合は、規則第5条第2項第11号の説明書(以下「添付11」という。)は、本文11号に係る変更の時だけでなく、炉規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく変更を行う都度、添付する必要があること、また、記載の内容は、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイド2.(6)4)に規定している内容を記載することを説明し、原子力エネルギー協議会(以下「A T E N A」という。)等と意見交換を行った。

2. 廃止措置計画の変更に係る法令条文

【炉規則】

(廃止措置計画の認可の申請)

第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～十一 略

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～七 略

八 廃止措置の実施体制に関する説明書

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 略

3 略

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第百十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 変更の理由

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 略